

特別初診料の改定について

当院では、他の保険医療機関からの文書による紹介なしに、初診を受けられる方に対して、通常初診料とは別に、「初診に係る特別の料金（特別初診料。全額自己負担）」を請求させていただいておりますが、令和5年4月1日から次のとおり改定します。

1. 金額 1,650円（消費税込み） 改定前820円

※助産に係る場合は 1,500円（非課税） 改定前750円

2. 対象となる方

他の保険医療機関からの紹介状をお持ちでない次の方

- 1) 当院を初めて受診する患者さん
- 2) 以前に当院を受診された方でも、その際の治療が終了している患者さん
- 3) 自己の判断で診療を中止され、約1か月以上受診していない患者さん

※母子、乳幼児の受給者証をお持ちの方でも、上記に該当する場合は、初診に係る特別の料金をご負担いただきます。

現在の医療制度においては、病院と診療所の連携及び機能分担が推進されております。一般的に、急性期の医療や特殊な治療・検査を病院が担い、日常的な診療はかかりつけ医などの診療所等が担当する流れになっています。

平成8年4月の健康保険法の改正により、病床数が200床以上の病院では、他の医療機関からの紹介がなく受診を希望される患者さんに対しては、通常医療費のほかに「初診に係る特別の料金」を徴収することが認められています。

当院は、急性期病院です。特別初診料について皆様のご理解をお願いいたします。